

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援の提供に当たり、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

介護保険法及び関係法令の趣旨に基づき、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護支援を行うことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 要介護者等の心身の特性を踏まえたうえで、複数の指定事業者等の紹介を行い利用者の選択に基づく、適切な保険・医療・福祉サービスが総合的に且つ効率的に提供できるように配慮した居宅サービス計画を作成することにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。特定の事業者に偏ることのないよう公正中立に行なうとともに、各サービスの利用割合、各サービスごとの同一事業者の提供割合の説明を行い、指定居宅サービス事業者の選定理由を求められた場合には、理解が得られるよう説明を行います。
- ② 感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、関係市町村、地域包括支援センター、医療機関、障害福祉制度の相談支援専門員他の事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 利用者の自立支援ため、介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者の制度に関する知識を養うよう努めます。
- ④ 重度化防止や地域資源の有効活用の視点から、訪問介護（生活援助中心型）を利用する場合は必要に応じ、居宅サービス計画を市町村に届出を行い、適正化に努めます。
- ⑤ 利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象以外のサービスも計画に位置づけ、利用者の日常生活全般を包括的に支援できるよう計画を作成し、地域で不足しているサービス等があれば、地域において提供されるよう関係機関に働きかけるよう努めます。

2 事業の概要及び職員体制

(1) 事業者

法人名	株式会社 蘭 企 画
代表者	代表取締役 庄司 正文
所在地	〒990-0811 山形市長町一丁目9番59-17号
電話番号	023-681-3423

(2) 事業所

名称	いずみケアセンター居宅介護支援事業所		
所在地	〒990-0811 山形市長町一丁目9番59-17号		
電話番号	023-682-0915		
事業所番号	0670101724		
職員体制	管理者兼主任 介護支援専門員 (兼務)	常勤1名	職員管理、人材育成及び業務の管理居宅サービス計画作成業務を行います。
	介護支援専門員 (専従)	常勤1名 以上	居宅サービス計画作成等の業務を行います。

3 営業日及び営業時間

月～金	08:30～17:30
定休日	土・日・祝日 12月31日～1月3日 ※ 但し、休日であっても事前に連絡があった場合は応じます。
緊急連絡先	各担当者携帯24時間対応()

4 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 居宅サービス計画の作成にあたって

- ① 利用者宅、相談室にて、利用者及びその家族に対し相談・助言等の援助を行います。
- ② 指定居宅サービス事業者等に関する情報は複数の事業所紹介を選択していただきます。
- ③ 利用者及びその家族の自宅へ訪問し面接を実施します。
- ④ 介舟ファミリー様式を用い、課題分析を行います。
- ⑤ 居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ サービス担当者会議を開催します。(多職種連携、テレビ電話等の活用を実施していく)
- ⑦ 居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供を確保するため、利用者及びその家族と事業者等との連絡調整をします。
- ⑧ 介護保険施設入所のための介護保険施設の紹介その他便宜を供与いたします。
- ⑨ 利用者及びその家族に対し説明を行い、内容に問題がなければ文書による同意をいただきます。

(2) 居宅サービス計画実施状況の把握と変更について

- ① 利用者及びご家族、指定居宅サービス事業者との継続的な連絡により、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ② 必要に応じて居宅サービス内容の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

5 利用料金

(1) 利用料

厚生労働大臣が定める額とする。

(2) その他の料金

・交通費

事業所の通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

事業所の通常の実施地域以外の居宅を訪問し、居宅介護支援を提供した場合の交通費は実費をいただきます。尚自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から居宅までの距離を測定し、1 Kmにつき20円を徴収します。

6 通常の事業の実施地域

山形市・天童市・上山市・東根市・寒河江市・村山市・東村山郡・西村山郡

7 苦情等の相談

(1) 事業所における苦情・相談は、以下の専用窓口で対応します。

担当者	管理者 鹿島 明美
受付時間	月曜日から金曜日 08:30 ~ 17:30 (土・日・祝日及び12/31~1/3を除く)
利用方法	・電話による受付 : 023-682-0915 ・文書による受付 : 023-682-0911 ・担当者による面接

(2) 事業所が提供した居宅介護支援又は事業所が居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに対する利用者からの苦情及び相談に迅速かつ適切に対応します。

① 苦情・事故報告書を用い、受付日・状況・対応等を記載し再発防止に努めます。

(3) 当事業所以外の苦情相談窓口

◇ 山形市役所介護保険課

所在地 山形市旅籠町2-3-25

電話番号 023-641-1212

※ その他、実施地域の市役所介護保険課・町役場相談窓口でも伝えることができます。

◇ 山形県国民健康保険団体連合会

所在地 寒河江市大字寒河江字久保6番地

電話番号 0237-87-8006

8 事故発生時の対応

利用者に対する居宅支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村、家族等に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。

- ① 苦情・事故報告書を用い、受付日・状況・対応等を記載し再発防止に努めます。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者及び家族に対して契約書及び本書面にに基づき、重要事項を説明しました。

住 所 〒990-0811 山形市長町一丁目9番59-17号

所 属 いずみケアセンター居宅介護支援事業所

説明者 介護支援専門員

私は、契約書及び本書面の交付を受け、事業者からの居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住 所 〒 _____

氏 名 _____

代理人

住 所 〒 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)